

○福島県認定こども園の要件を定める条例

平成十八年十二月十九日

福島県条例第百六号

(定義)

第一条 この条例において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(認定こども園の種類)

第二条 この条例における認定こども園の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 幼稚園型認定こども園
- 二 保育所型認定こども園
- 三 地方裁量型認定こども園

2 幼稚園型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- 一 幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園
- 二 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

3 保育所型認定こども園は、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所とする。

4 地方裁量型認定こども園は、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設とする。

(認定こども園の要件)

第三条 法第三条第一項及び第三項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号のいずれかに掲げる施設が認定こども園の認定を受けようとする場合における別表の四のエ及びケの規定の適用については、同表の四のエの規定中「大きい」とあるのは「小さい」と、同表の四のケの規定中「次に掲げる基準」とあるのは「次に掲げる基準のいずれか」とする。
 - 一 この条例の施行の日から二年を経過した日までに学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第四条第一項の規定により認可を受けた施設及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 第二十三条の規定により設置された施設
 - 二 この条例の施行の日から二年を経過した日までに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第三十五条第三項の規定による届出をした施設、同条第四項の規定により認可を受けた施設及び同法第五十九条の二第一項の規定による届出をした施設
 - 三 法第三条第三項に規定する連携施設(以下「連携施設」という。)であって当該連携施設を構成する幼稚園又は保育機能施設が前二号のいずれかに該当するもの(認定こども園の職員資格に関する特例)
- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の二のアにより認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、別表の三のア、イ及びウの規定にかかわらず、別表の二のアにより認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園教諭免許状(幼稚園教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号) 第四条第二項の普通免許状をいう。以下同じ。))又は幼稚園助教諭の臨時免許状(同法第四条第四項の臨時免許状をいう。)をいう。以下同じ。)又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 4 別表の三のウにより置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。)をもって代えることができる。
- 5 別表の三のイにより置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 6 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表の三のア、イ及びウにより置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 7 別表の三のアにより置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 8 別表の三のア、イ及びウにより置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 9 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表の二のアにより認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第四項	別表の三のウにより置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	--------------------------------	------------------------------------

附則第五項	別表の三のイにより置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第六項	別表の三のア、イ及びウにより置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第七項	別表の三のアにより置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
附則第八項	別表の三のアにより置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等

- 10 附則第七項及び附則第八項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（附則第八項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表（第三条関係）

（平一九条例九五・平二三条例二四・平二四条例二六・平二四条例八六・平二六条例九九・令五条例二一・一部改正）

- 一 幼稚園、保育所等又は連携施設において行うべき教育、保育又は子育て支援事業
幼稚園又は保育所等にあつては法第三条第二項各号に掲げる基準に、連携施設にあつては同条第四項各号に掲げる基準に従うものであること。

二 職員配置等

ア 次の表の上欄に掲げる教育及び保育をする子どもの区分に応じ、同表の下欄に掲げる数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）を合算して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数（その数が二未満のときは、二））以上の教育及び保育に従事する者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年／文部科学省／厚生労働省／令第三号）第四条第三号に規定する認定こども園の長（認定こども園の長になるべき者を含む。以下「園長」という。）を除く。）を置くものであること。

満一歳未満の子ども	上欄に掲げる子どもの数を三で除
-----------	-----------------

	して得た数
満一歳以上満三歳未満の子ども	上欄に掲げる子どもの数を六で除して得た数
満三歳以上満四歳未満の子ども	上欄に掲げる子どもの数を十五で除して得た数
満四歳以上の子ども	上欄に掲げる子どもの数を二十五で除して得た数

備考 子どもの年齢は、年度の初めの日の前日における満年齢とする。

イ 三歳以上の子どもについては、共通利用時間について当該子どもによる学級を編制するものであること。この場合において、一学級の子どもの数は、三十人以下とするものであること。

ウ イに規定する学級を一人以上の職員(園長を除く。)に担当させるものであること。

エ 学級担任(イに規定する学級を担当する職員をいう。以下同じ。)の三分の一以上を幼稚園教諭の普通免許状を有する者とするものであること。

オ 共通利用時間以外の時間において子どもの保育に従事する者(園長を除く。)の三分の一以上を保育士とするものであること。

三 職員資格

ア 別表2のアにより認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

イ 学級担任にあつては、常勤かつ専任の職員であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 幼稚園教諭免許状所有者

(2) 保育士であつて知事が別に定める要件を満たすもの

ウ 共通利用時間以外の時間において子どもの保育に従事する者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 保育士

(2) 幼稚園教諭免許状所有者であつて知事が別に定める要件を満たすもの

四 施設

ア 二歳以上の子どもの保育を行う場合にあつては、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を設けるものであること。

イ 保育室等の床面積のうち二歳以上三歳未満の子どもの保育の用に供する部分の床面積は、当該子どもの数に一・九八平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

ウ 屋外の遊戯場又は運動場（以下「屋外遊戯場等」という。）を設けるものであること。ただし、認定こども園の認定を受ける施設（以下「認定対象施設」という。）の付近に屋外遊戯場等に代えることのできる場所として次のいずれにも該当する場所を確保できる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所
- (2) 日常的に利用できる場所
- (3) エに規定する基準により算出した屋外遊戯場等の面積以上の面積である場所

エ 屋外遊戯場等の面積は、次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積以上の面積であること。

- (1) 二歳以上の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積
- (2) 二歳以上三歳未満の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積に、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に定める面積を加えて得た面積

一	三百三十平方メートル
二	三百六十平方メートル
三	四百平方メートル
四以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

オ 調理室を設けるものであること。ただし、三歳以上の子どものみの保育を行う場合であって、当該子どもに対する食事の提供について、認定対象施設外で調理し、及び搬入する方法（以下「外部搬入方式」という。）で行うものにあっては、この限りでない。

カ 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、園内で調理する方法により食事を提供すべき子どもの数が常に二十人に満たないことが明らかである場合においては、オの規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

キ 二歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、乳児室又はほふく室を設けるものであること。

ク 乳児室及びほふく室の床面積は、それぞれ二歳未満の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

ケ 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 建物の床面積（三歳未満の子どもの保育の用に供する施設の床面積を除く。）は、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に定める面積以上であること。

一	百八十平方メートル
二	三百二十平方メートル
三以上	三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

- (2) 保育室等の床面積のうち三歳以上の子どもの保育の用に供する部分の床面積は、当該子どもの数に一・九八平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

コ 認定対象施設が連携施設である場合にあっては、知事が別に定めるときを除き、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあるものであること。

五 食事の提供

- ア 保護者の求めに応じて行うものであること。
- イ 自ら設置した調理室を用いて行うものであること。ただし、三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる基準を満たす外部搬入方式により行うことができるものとする。
- (1) 業者と契約する場合にあっては、認定対象施設の設置者が当該業者と契約を締結し、かつ、契約書を作成するものであること。
- (2) 栄養士又は管理栄養士の指導を受けて行うものであること。
- (3) 子どもの年齢、健康状態、身体の状態等に応じて行うものであること。

六 教育及び保育の内容

- ア 子どもに対する教育及び保育に関して、次に掲げる事項を定めた計画を策定しているものであること。
- (1) 基本的な方針
- (2) 子どもの年齢に応じた教育及び保育の内容
- (3) その他知事が定める事項
- イ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

ウ 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

七 教育及び保育に従事する者の資質の向上

教育及び保育に従事する者の資質の向上に関し次に掲げる事項を定めた計画を策定し、並びに当該計画に基づき教育及び保育に従事する者の研修を行うものであること。

ア 基本的な方針

イ 子どもの年齢に応じた教育及び保育に関する研修の内容

ウ その他知事が定める事項

八 子育て支援事業

子育て支援事業に関し次に掲げる事項を定めた計画を策定し、及び当該計画に基づき子育て支援事業を行うものであること。

ア 基本的な方針

イ 子育て支援事業の内容

ウ 地方公共団体との連携の内容

エ その他知事が定める事項

九 管理運営等

ア 開園日及び開園時間は、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められているものであること。

イ 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を標準とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められているものであること。

ウ 施設が提供するサービスに関する情報を開示するものであること。

エ 子どもの募集及び選考の方法が公正なものであること。

オ 子どもの生命又は身体の安全を確保するために必要な措置を講じるものであること。

カ 保険の加入その他の施設において事故等が発生した場合の補償のために必要な措

置を講じるものであること。

キ 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

ク 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いてキに定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

ケ 教育及び保育の提供に係る自己評価又は外部評価を行い、及びその結果の公表等を行うものであること。

コ 保護者からの苦情等に適切に対応するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置を保護者に周知するものであること。

サ 認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をするものであること。

十 その他

認定対象施設が児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものである場合にあっては、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の基準を満たすものであること。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県認定こども園の要件を定める条例別表の規定は、この条例の施行の日以

後に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定による認定を受けようとする施設並びにこの条例の施行の際現に存する認定こども園（この条例の施行後において当該認定こども園の乳児室の床面積の変更を伴う増築又は改築を行うものに限る。）について適用し、この条例の施行の際現に存する認定こども園（この条例の施行後において当該認定こども園の乳児室の床面積の変更を伴う増築又は改築を行うものを除く。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、改正後の福島県認定こども園の要件を定める条例別表の規定にかかわらず、施行日から起算して五年間は、なお従前の例によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年条例第二一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 認定こども園において、改正後の別表の九のクに規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えてきに定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和六年条例第六九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布日から施行する。
（経過措置）
- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、改正後の別表の二のアの規定（満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関す

る基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島県認定こども園の要件を定める条例別表の二のアの規定(満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、別表の二のアの規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島県認定こども園の要件を定める条例別表の二のアの規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則 (令和七年条例第二六号)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年条例第十九号)

- 1 この条例は、公布日から施行する。

附 則 (令和八年条例第四三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。